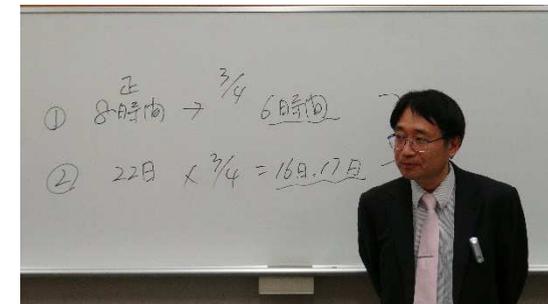


# 最低賃金(地域別)10月改正

平成29年10月改定の地域別最低賃金は、全国加重平均で、対前年比25円の上昇となりました！



担当: 社会保険労務士 平賀 信幸

セミナールーム“ハッピーニャーゴ”

ヒラガFP労務管理事務所

最低賃金法の最低賃金には、「地域別最低賃金」と「産業別最低賃金」があります。

原則として時給(特定最低賃金の一部に日給あり)

#### 地域別最低賃金

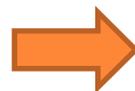
都道府県ごとに1つ最低賃金が決まっています。対象者は、都道府県内の事業場で働くすべて(パート・アルバイト等を含む)の労働者とその使用者に対して適用されます。

#### 特定最低賃金

特定地域内の特定の産業の基幹的労働者に適用される最低賃金で、平成29年4月1日現在、全国で233件の最低賃金が定められています。この233件のうち、232件は各都道府県内の特定の産業について決定されており、残り、1件は全国単位で定められています。

このうち、「地域別最低賃金」を下回って支払うと最低賃金法違反となります。

最低賃金を支払わない場合



50万円以下の罰金!

また、産業別最低賃金を下回った場合には、最低賃金法の罰金の対象ではありませんが、労働基準法24条(賃金払いの5原則のうちの、全額払いの原則)違反となり、30万円以下の罰金となります。

ちなみに、私が住んでいる岡山県における現在の地域別最低賃金781円(時給)です。

東京都 958円 大阪 909円…… 全国加重平均848円

## 最低賃金の対象となる賃金は??

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。  
具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ②1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金(賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤午後**10**時から午前**5**時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

月給制の計算例

年平均所定労働日数**255**日

1日平均所定労働時間数 **8**時間

**255**日×**8**時間÷**12**月=**170**時間 月平均所定労働時間

A氏の1カ月の給与

基本給 **120,000**円○

業務手当 **16,000**円○

通勤手当 **12,000**円ー

家族手当 **20,000**円ー

時間外手当**25,250**円ー

**136,000**円÷**170**時間=**800**円(1時間)

岡山県の事業所**781**円 →最低賃金を上回っている

広島県の事業所**818**円→ 最低賃金を下回っている

**地域別最低賃金を下回っている場合、その部分は、無効となり、最低賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金法40条により50万円以下の罰金に処せられます。**

最低賃金を下回っていないか、チェックをしましょう！！

